

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意及び弁護人西田順治の上告趣意は、いずれも事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。また、記録を調べても、同四一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四一年一二月二七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	五	鬼	上	堅	磐
裁判官	柏	原	語	六	
裁判官	田	中	二	郎	
裁判官	下	村	三	郎	